

## 令和８年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務仕様書

### 1 業務名

令和８年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和９年２月１０日まで

### 3 業務の概要

只見町は、平成２６年６月にユネスコエコパークへ登録され、豊かなで貴重な自然環境、生物多様性を保護・保全し、次世代へと引き継ぐと共に、そこに育まれた資源を持続可能な形で利活用を図り、地域の社会経済的発展に結びつけることを目指して取り組んでいる。

このユネスコエコパークの理念に基づき、地域資源を活かした再生可能エネルギーの地産地消、売店収益による安定した地域財源の確保、自然資本を活かした「自然首都」としての地域ブランド力の強化を目的に、町内普通河川「余名沢」を対象に小水力発電導入に向けた調査を実施する。

### 4 業務の内容

#### (１) 基礎調査の実施

水力発電について、調査対象地域の図面や統計データ等の既存資料を収集するとともに現地調査を行い、調査対象地域の状況等を把握、整理する。

##### (ア) 調査対象地域

余名沢（只見町大字大倉字余名沢地内）

##### (イ) 具体的な調査事項

流量調査、環境調査、地質調査、地形測量

#### (２) 実績報告書の作成

本業務は、一般財団法人新エネルギー財団「令和８年度水力発電導入促進支援事業」を活用して行うため、令和８年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務に関する実績報告書を作成すること。

#### (３) その他

業務の詳細については、令和８年度只見町余名沢発電所事業性表調査支援業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を参考にすること。

### 5 再委託の禁止

受託事業者は、町の承認を得ないで、再委託をしてはならない。

### 6 提出書類

#### (１) 着手時

##### (ア) 業務工程表

- (イ) 業務計画表
- (ウ) 業務体制表
- (エ) 技術者届及び経歴書
- (2) 完了時
  - (ア) 成果品納入書
  - (イ) 完了届

## 7 成果品等の提出

業務完了による成果品の提出は、特記仕様書によるものとする。

## 8 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに町に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置を講ずるものとする。

## 9 その他

- (1) 法令、町の条例、規則等を遵守し、町の立場に立って業務の遂行にあたること。
- (2) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権はすべて町に帰属するものとする。
- (3) 本業務の遂行に当たり必要となる資料及びデータの提供は、妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するものとするが、業務完了後は速やかに町に返却すること。また、町が提供する資料及びデータは、町の許可なく第三者に流布してはならない。
- (4) 受託者は、本業務によって知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、町及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (6) 本業務において打合せ及びヒアリング等を実施した場合は、速やかに議事録を作成し、提出すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義の生じた事項については、町と受託者とが協議して定めるものとする。

令和 8 年度

只見町余名沢発電所事業性評価調査

支援業務委託

特記仕様書

令和 8 年 7 月

(只見町)

## 1 共通仕様書の適用

本流量調査業務の実施にあたっては、国土交通省制定「設計業務等標準積算基準書（第5節 水文観測業務）令和8年2月27日」、設計図書及び委託契約書に基づき実施しなければならない。

本環境調査業務の実施にあたっては、只見町ブナセンターと協議の上、環境省生物多様性センター制定「環境 DNA 分析技術を用いた調査手法の手引き（淡水魚類・両生類）、一般社団法人環境 DNA 学会制定「環境 DNA 調査・実験マニュアル Ver. 3.1（2026 年 5 月 1 日発行）」、設計図書及び委託契約書に基づき実施しなければならない。

本地質調査業務の実施にあたっては、国土交通省制定「地質・土質調査業務共通仕様書（案）（令和8年度版）（令和8年3月25日以降適用）」、「土木設計業務等共通仕様書（案）（令和8年度版）」に基づき実施しなければならない。

本地形測量業務の実施にあたっては、国土交通省国土地理院制定「作業規程の準則」、「UAVを用いた公共測量マニュアル（案）」、設計図書及び委託契約書に基づき実施しなければならない。

## 2 共通仕様書に対する特記事項

本業務において、共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 業務概要

本流量調査業務は只見町余名沢における小水力発電計画において、流量調査を実施する。

本環境調査業務は只見町余名沢において、小水力発電施設建設に伴う小水力発電計画エリアにおいて、植物調査及び、環境 DNA 分析を実施する。

本地質調査業務は只見町余名沢において、小水力発電施設建設に伴う地盤支持力評価の検討を行うための調査を行うものである。

本地形測量業務は只見町余名沢において、小水力発電施設建設に伴う事前調査として、基準点測量及びU A Vによる河川オルソ画像作成を行うものである。

### 第 2 条 打合せ等

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時の計 3 回とする。

### 第 3 条 貸与資料

業務実施に必要となる資料については発注者が貸与する。

## 第 2 章 業務内容

## 第1条 業務内容

業務内容は次に示すとおりとする。

なお、項目に変更、追加が生じる場合は、発注者と協議するものとする。

### 1. 流量調査業務

- (1) 対象領域：自記式水位計の設置、低水流量の調査を地域住民の協力のもと行う。
- (2) 調査回数：月毎（1ヶ月に1回以上）とし、作業の安全に十分留意する。
- (3) 深沢集落の地域用水について流路の確認を行う。

### 2. 環境調査業務

- (1) 対象領域：魚類（cMiFish）、両生類（Amph16S）、底生生物（gBenthos）
- (2) 調査回数：季別（3ヶ月に1回程度）とする。

### 3. 地質調査業務

- (1) 地質調査
  - ・スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング）
  - ・1地点×2本（5m）
- (2) 解析等調査
  - ・解析等調査
    - 資料整理とりまとめ 1業務
    - 断面図等の作成 1業務

### 4. 地形測量業務

- (1) 基準点測量
  - ・基準点測量（4級）の測点設置 4点
- (2) UAVによるオルソ画像作成

- ・対象河川区間  $L = 1.5 \text{ km}$

## 第2条 業務場所等

- ・本流量調査業務は、指定された箇所を業務する。
- ・本環境調査業務は、指定された箇所を業務する。
- ・本地質業務の調査箇所は以下の地点とする。
  - ① 余名沢地点 37.309519, 139.427295
- ・本地形測量業務は、指定された箇所を業務する。

## 第3章 成果品

### 第1条 成果品の提出

受注者は、業務が完了したときは、次の成果物を提出するものとする。

#### 1. 流量調査業務

- ・調査報告書
- ・計測結果データ一式

#### 2. 環境調査業務

- ・調査報告書
- ・計測結果データ一式

#### 3. 地質調査業務

- ・報告書及び図面（紙：チューブファイル） 1 部
- ・電子媒体（CD-R） 2 部

#### 4. 地形測量業務

- ・報告書及び図面（紙：shpファイル） 1 部
- ・電子媒体（CD-R） 2 部

## 第4章 現地調査

### 第1条 民有地への立ち入り

民有地での業務にあたる場合は、事前に土地所有者から立ち入りの承諾を得る事とする。

## 第5章 その他

### 第1条 関係機関協議

関係機関と協議が必要になった場合は、別途、発注者と協議の上行うものとする。

### 第2条 委託期間（工期）

#### 1. 流量調査業務

本業務に係る作業期間は特別な場合を除き約7ヶ月とする。

#### 2. 環境調査業務

本業務に係る作業期間は特別な場合を除き約7ヶ月とする。

#### 3. 地質調査業務

本業務に係る作業期間は特別な場合を除き約1ヶ月とする。

#### 4. 地形測量業務

本業務に係る作業期間は特別な場合を除き約1ヶ月とする。

### 第3条 その他

本特記仕様書に定めのない事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。